

滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」
メインビジュアル 等利用要綱

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」(以下、「キャンペーン」という。)メインビジュアル素材(以下、「メインビジュアル」という。)および人物全身ビジュアル(以下、「サブビジュアル」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることにより、メインビジュアルおよびサブビジュアル(以下、メインビジュアル 等)を適正に普及させ、キャンペーンの周知促進を図ることを目的とする。

(メインビジュアル 等の利用に関する権利)

第2条 メインビジュアル 等の利用に関する一切の権利は、公益社団法人びわこビジターズビューロー(以下「ビューロー」という。)に属する。

(図柄)

第3条 メインビジュアル 等の図柄、色指定及びデザインに関する事項は、別紙メインビジュアル利用マニュアル(以下、「マニュアル」という。)のとおりとする。

(利用対象者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に定めた手続きを行うすべての者がメインビジュアル 等を利用することができる。

- (1) キャンペーン理念に反し、または反するおそれがある場合。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (4) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (5) 自己の商標もしくは意匠とするなど独占的に利用し、または利用するおそれがある場合。
- (6) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合。
- (7) その他、ビューローおよび第5条に定めるメインビジュアル申請事務局がメインビジュアル 等の利用について、著しく不相当と認めた場合。

(審査)

第5条 メインビジュアル 等の利用希望者は、マニュアルおよび規程遵守の確認を目的と

した審査を受けなければならない。また、審査後に申請内容の変更が生じた場合は、速やかに再申請をしなければならない。

メインビジュアル等の申請受付、利用承認を行うため、JTBプランニングネットワーク内にメインビジュアル申請事務局を設置する。

(クレジット掲載)

第6条 メインビジュアル等利用の際、クレジットの掲載については以下のとおりとする。

(1) ビューロー会員および滋賀県戦国観光キャンペーン推進協議会員からの申請を受けて、利用を承認した制作物へのメインビジュアル利用については、クレジットの掲載は任意とする。

(2) 上記(1)以外の者からの申請を受けて、利用を承認した制作物へのメインビジュアル利用については、以下のクレジットの掲載は必須とする。

◎日田慶治 / 滋賀県 / びわこビジターズビューロー

(利用方法)

第7条 メインビジュアル等の利用方法は別紙マニュアルのとおりとする。

(申請)

第8条 メインビジュアル等を利用する者は、あらかじめキャンペーンメインビジュアル利用申請書(様式第1号)に審査用のデザイン案等、必要な書類を添付して、メインビジュアル申請事務局に申請しなければならない。

(利用期間)

第9条 メインビジュアル等を利用した制作物の利用および流通期間は、原則キャンペーン実施期間中とする。

但し、申請者がキャンペーン終了後も継続して利用を希望する場合は、別途その内容を協議し、決定するものとする。

(利用上の遵守事項)

第10条 メインビジュアル等を利用する者は、マニュアルを確認の上、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた色、図柄等を正しく利用すること。

(2) デザインや図柄の改変等の応用利用をする場合は、事前にメインビジュアル申請事務局の承認を得ること。

(違反等に対する取り扱い)

第11条 ビューローおよびメインビジュアル申請事務局は、利用承認を受けた者が第6条2項および前条に定める事項を遵守しなかったときは、メインビジュアル等の利用について、申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。利用承認を

受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従うものとする。また、利用承認を受けた者に損害が生じても、ビューローおよびメインビジュアル申請事務局はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第 12 条 メインビジュアル 等を利用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、利用した者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。